

# S D S 改正に係る Q & A (交付者用)

## S D S 交付者関係

Q 1 なぜ今回改正されたのか？

A 1 従来、日本 L P ガス団体協議会（以下、日団協）の技術基準において、S D S は液化石油ガス様式 1 ～ 1 2 の 1 2 種あったが、種類が多く、S D S 更新時、作成者および交付者、また、受領者にとって分り難かったため、今般 3 種に統合しました。

Q 2 なぜイソブタン・ノルマルブタンの根拠データやメタノールが追記されたのか？

A 2 日団協 S D S 様式 3 種への統合に併せ記載内容を見直し、S D S を所管する厚生労働省 化学物質対策課に相談した結果を踏まえ、当該データや項目を記載することとしました。

※メタノール：冬期、供給地区によって凍結防止剤としプロパンに添加

Q 3 なぜ新様式 3 種ともオートガスが連名になっているのか？

A 3 オートガスは、時期や供給地区によって、プロパンとブタンの混合比率が異なり、プロパン、ブタンとも 0 ～ 1 0 0 % 何れかです。納入するオートガスにより、プロパン、ブタン、ミックスの何れかに該当するため、各 3 種ともオートガスを連名にしました。

# SDS改正に係るQ & A（交付者用）

## SDS交付者関係

Q 4 新様式を1種に統一できなかったのか？

A 4 当初LPガス1種への統一を考えていましたが、SDS受領者が、実際に使用しているLPガスがプロパン、ブタン、ミックスの何れか3種であることを再認識でき、活用しやすい3種としました。

Q 5 旧様式を新たに交付してもよいか？いつから新様式を使う必要があるのか？

A 5 今後、新たに交付する場合、新様式を活用ください。

Q 6 新様式の交付期限は？旧様式はいつまで有効なのか？

A 6 2022年5月24日です。新様式は日本産業規格（現行JIS Z 7252及びZ 7253）に基づく記載であり、JIS改正に伴う経過措置期限として当該年月日が規定されています。

Q 7 交付、記録しない場合、罰則はあるのですか？

A 7 罰則は設けられていませんが、法律違反になることに変わりはなく、行政指導の対象となります。

Q 8 SDS改正に伴い、LPG容器へのラベル表示も変更するのですか？

A 8 新ラベルは若干変更していますが、既に貼付済のラベルはそのまま利用できます。新たにラベルを添付する場合は、新ラベルを活用ください。

# S D S 改正に係る Q & A (利用者用)

## S D S 利用者関係

Q 1 そもそも S D S とは何ですか？どう活用するのですか？

A 1 S D S とは「Safety Data Sheet」の頭文字から呼ばれています。以前はこれに「Material」がついた M S D S と呼ばれていました。そもそも化学品を現場において安全に取扱うための情報として提供されるものです。化学物質個々の危険有害性だけでなく、製品（混合物）としての危険有害性を作業者に周知することで、化学品事故を未然に防ぐ目的があります。

Q 2 S D S の保管期限は決まりがあるのですか？

A 2 L P ガスを実際に取り扱う場合、作業者が、常に最新の S D S を確認できるよう保管する必要があります。

Q 3 リスクアセスメントとは何ですか？どの様に実施し、記録は必要ですか？

A 3 リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。具体的には、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の検討および実施、結果を記録する必要があります。

# SDS改正に係るQ & A（利用者用）

## SDS利用者関係

Q 4 リスクアセスメントは実施頻度はルール化されていますか？

A 4 日本LPガス団体協議会の技術指針より抜粋

### ①法的義務

- 1) LPガスを原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき  
→容器充填所やオートガススタンドを新規に開設した場合や、工業用・業務用で新たにLPガスを供給する場合など。
- 2) LPガスを製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき  
→容器充填所で新たにバルクローリ出荷設備を設置した、機械式充填機を電子式充填機に更新した場合など。
- 3) 対象物に危険性または有害性などに変化が生じたか、生じるおそれがあるとき  
→LPガスの新たな危険有害性がSDSなどにより提供された場合など。

### ②指針による努力義務

- 1) 労働災害発生時
- 2) 過去のリスクアセスメント以降、リスクの状況に変化があったとき
- 3) 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき

# S D S 改正に係る Q & A (利用者用)

---

## S D S 利用者関係

Q 5 リスクアセスメントを実施、記録しない場合、罰則はあるのですか？

A 5 罰則は設けられていませんが、法律違反になることに変わりはなく、行政指導の対象となります。